

京都市崇仁北部第四住宅地区改良事業用地

時間貸駐車場事業者募集要項

京都市では、所管する住宅地区改良事業上の事業用地について、本市が事業化等を行うまでの間、地域の不法駐車対策や不特定多数の一時的駐車需要に対する時間貸駐車場として暫定的に活用します。

については、以下のとおり、時間貸駐車場を管理・運営する事業者を募集します。

1 募集の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び京都市公有財産規則第18条第4号（昭和39年規則第68号）の規定に基づき、現状有姿にて以下の物件の行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を行います。

(1) 物件名称

住宅地区改良事業用地（崇仁北部第四地区）

(2) 所在地

京都市下京区上之町7番地ほか（別紙周辺図を参照）

(3) 使用可能面積及び部分

ア 1861.25平方メートル（別紙詳細図を参照）

イ 751.35平方メートル（別紙詳細図を参照）

(4) 年間最低使用料

6,468,262円（税込み）

(5) 使用許可開始日（事業者の工事期間を含む。）

平成30年4月1日（予定）

2 応募資格要件

次の各号に定める要件を全て満たす法人に限り、応募することができます。

(1) 本市の区域内に本店・支店又は営業所を有すること。

(2) 直近3年間において、継続して時間貸駐車場の管理運営に関する業務実績を有していること。

(3) 直近3年間において、法人税、消費税、本市の法人市民税、固定資産税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び暴力的集団の構成員でないこと。

(5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体でないこと。

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。

3 物件調査

応募を検討される事業者で、物件調査を希望される場合は、以下の期間にて受け付けを行いますので、希望日の前日までに「10 問合せ及び応募申込の受付先」まで連絡してください。

なお、本市の業務の都合により、希望日時に添えない場合があります。

※ 物件調査は本市職員が立ち会います。

受付期間：平成30年1月22日（月）から平成30年1月25日（木）まで

受付時間：午前10時から正午まで及び午後2時から午後5時まで

4 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間等

受付期間：平成30年1月22日（月）から平成30年1月26日（金）まで

受付時間：午前10時から正午まで及び午後2時から午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式6）に記入のうえ、「10 問合せ及び応募申込の受付先」まで持参又はFAXしてください。（郵送、電話及びメールによる受付は行いません。）

(3) 回答方法

質問内容等を整理したうえで、平成30年1月31日（水）までに都市計画局住宅室すまいまちづくり課ホームページに掲載し、回答します。

5 応募申込手続

(1) 受付期間等

期間：平成30年2月1日（木）から平成30年2月7日（水）まで

（ただし、土曜日・日曜日を除く。）

時間：午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(2) 必要書類（各1部用意してください。）

ア 応募申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 印鑑登録証明書

エ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項全部証明

オ 直近3年度分の法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

（納税証明書は「その3」又は「その3の3」で提出してください。）

カ 直近3年度分の法人市民税の納税証明書

キ 事業概要

（ア）法人の概要（様式3）

（イ）直近3年間の貸借対照表、損益計算書及び会社等の実績

※ ウ、エ、オ、カについては、発行後3箇月以内の原本に限ります。

(3) 申込方法

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。

(郵送、電話、FAX及びメールによる受付は行いません。)

(4) 受付場所

京都市 都市計画局 住宅室 すまいまちづくり課 崇仁まちづくり担当

(市役所北庁舎5階)

(5) 応募書類の審査

提出された応募書類の審査を行います。審査の結果、応募資格がないと判断した場合は、平成30年2月15日(木)午後3時までに通知します。

なお、電話等による個別の問合せには応じません。

6 価格提案書等の受付及び使用予定事業者の選定

応募書類の審査により資格を満たしている者(以下「応募資格者」という。)から価格提案書等を受理し、使用予定事業者を選定します。

(1) 選定日時

平成30年2月16日(金)午前10時から(受付は午前9時45分まで)

(2) 受付場所

京都市役所会議室

(3) 提出書類等(当日持参するもの)

ア 価格提案書(様式4)

イ 委任状(様式5, 代理人により応募しようとする場合)

ウ 印鑑

(4) 価格提案書の投函方法

ア 応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印のうえ、入札箱に投函してください。

イ 応募は、代理人に行わせることができます。この場合は、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、1年間分の使用料総額(税込み)を表示してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(7) 価格提案審査

ア 価格提案審査は、価格提案書の投函締切後、直ちに応募資格者立会いの下で行います。

イ 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、本市が指定した者(価格審査事務に関係のない本市職員)を立ち合わせます。

ウ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることができません。

なお、価格提案審査に当日出席しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ア 最低使用料を下回る価格によるもの
- イ 応募資格のない者が価格提案審査したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案審査したもの
- ウ 応募資格者の記名押印がないもの
- エ 本市が交付した価格提案書（様式4）を用いていないもの
- オ 応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案したときは、その全部のもの
- カ 応募資格者又はその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの
- キ 2以上の応募資格者の代理人として価格提案したときは、その全部のもの
- ク 応募価格又は応募資格者の氏名、その他主要部分が識別し難いもの
- ケ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの
- コ 価格提案に関し、不正な行為を行った者がしたもの
- サ その他、価格提案審査に関する条件に違反したもの

(9) 使用予定事業者の決定

使用予定事業者は、本市が設定する最低使用料以上で、最高の価格をもって有効な価格提案を行った者として決定します。

使用予定事業者には、価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続きの説明を行います。

(10) くじによる使用予定事業者の決定

最高となるべき同額の価格提案書の投函をした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより、使用予定事業者を決定します。

また、当該応募資格者のうち、くじを引かないものがある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない本市職員）が応募資格者に代わってくじを引き、使用予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

使用予定事業者が決定したときは、その者の受付番号及び金額を、使用予定事業者が決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募資格者に公表します。

審査決定後の問合せに対しては、使用予定事業者名及び決定金額を回答するとともに、都市計画局住宅室すまいまちづくり課ホームページにて、使用予定事業者名及び決定金額を掲載します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

7 使用許可申請の手続

使用許可の手続は、事業予定者決定後、調整します。

使用予定事業者には、細部についての協議を行ったうえで、「行政財産使用許可申請書」の提出を求め、「行政財産使用許可書」を発行する予定です。

なお、使用許可は、応募申込書に記載された名義で行います。

8 使用予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、使用予定事業者としての決定を取り消します。その場合、価格提案審査にて2番目に高い有効な価格提案を行った者を新たな使用予定事業者として決定します。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 使用予定事業者が応募者の資格を失った場合
- (3) その他使用予定事業者が使用許可の相手方として不適当と認められる場合

9 その他

応募の手続きに関する一切の費用については、応募者の負担となります。

また、使用許可の手続きに関する一切の費用については、使用予定事業者の負担となります。

なお、応募に当たっては、事業者の責任において現地状況及び周辺の交通状況等を事前に確認してください。

10 問合せ及び応募申込の受付先

京都市 都市計画局 住宅室 すまいまちづくり課

崇仁まちづくり担当（市役所北庁舎5階）（担当 藤本，走井）

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電 話（075）222-4016

FAX（075）222-3526

土曜日，日曜日，祝日は除きます。

時間については、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

募集の進め方

